

騒音・低周波音について

第3回：騒音規制法の規制基準

公害等調整委員会事務局

■はじめに

本セミナーでは、苦情件数が多い騒音について、公害等調整委員会事務局職員が実務を通じて得られた知見を、地方公共団体の公害関連部局担当職員の方に向けて分かりやすく解説しています。前回セミナー（第2回）では、騒音に係る環境基本法に基づく環境基準について解説しました。本稿では、環境基本法の実施法と位置付けられる騒音規制法の規制基準について解説します。

1 騒音規制法の体系

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号。以下「法」という。）においては、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、

- ・工場及び事業場における事業活動に伴って発生する相当範囲にわたる騒音
- ・建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音

の規制が講じられ、また、

- ・自動車騒音に係る許容限度の設定等

が行われている。これらは、第2回セミナーで紹介した騒音に係る環境基準を達成するための重要な手段（図1）となっているほか、地域住民からの苦情や相談等に適切に対応するためにも活用されるものである。

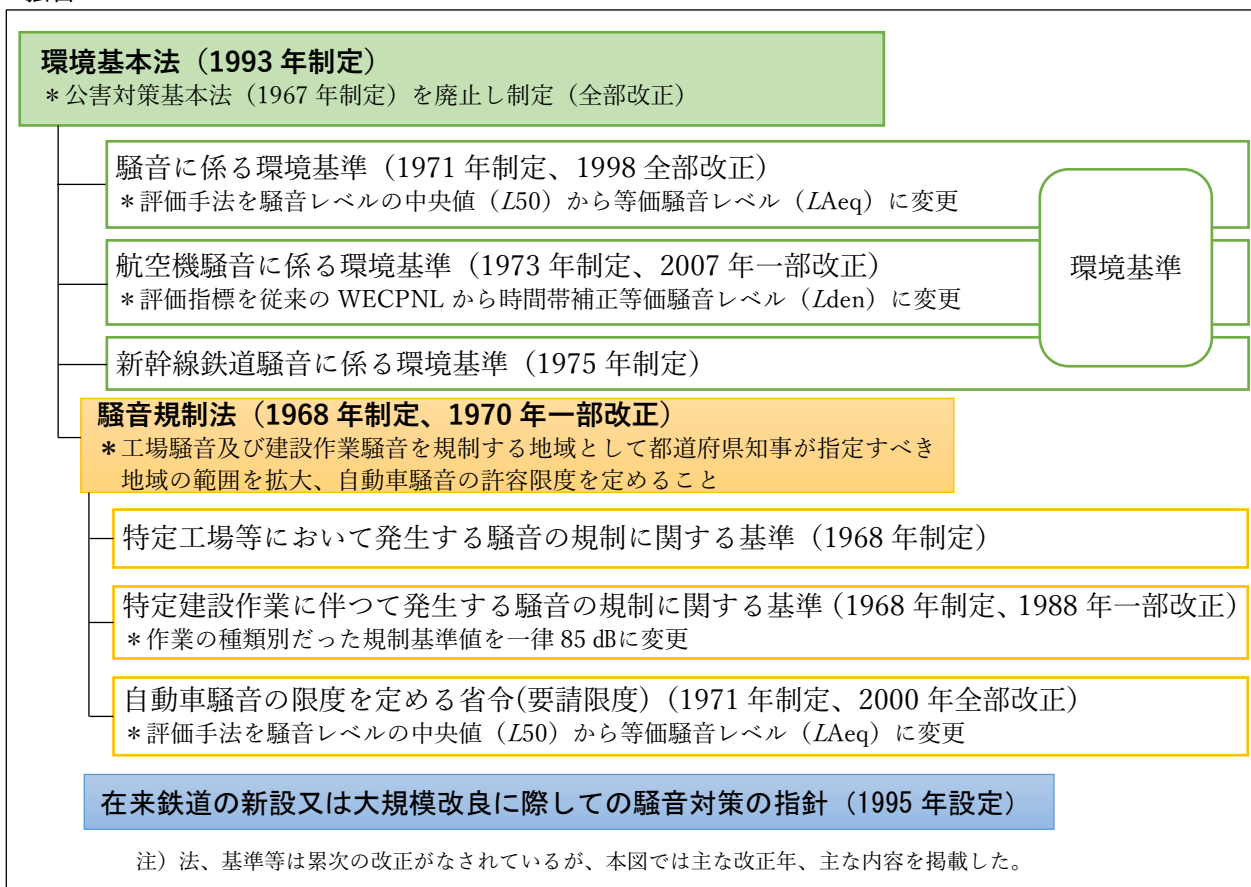


図1 環境騒音に関する規制・基準等の体系

2 工場・事業場に対する規制

(1) 規制の対象

工場・事業場から発生する騒音については、法第5条において「指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない」と規定されている。

ここでいう「指定地域」とは、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が、「住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に

伴って発生する騒音について規制する地域として指定した地域」を指し、多くの地方公共団体で都市計画法に基づく用途地域(工業専用地域を除く。)が指定されている。

また、「特定工場等」とは「特定施設を設置する工場又は事業場」のことであり、「特定施設」とは「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生させる施設であって政令で定めるもの」をいい、騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)により表1に掲げる施設が定められている。現在、全国で約20万の工場・事業場が「特定工場等」としてこの規制の対象となっている。

番号	大分類	小分類
1	金属加工機械	・圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5 kW以上のものに限る。) ・製管機械 ・ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 kW以上のものに限る。) ・液圧プレス(矯正プレスを除く。) ・機械プレス(呼び加圧能力が294 kN以上のものに限る。) ・せん断機(原動機の定格出力が3.75 kW以上のものに限る。) ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン ・ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) ・タンブラー ・切断機(といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	建設用資材製造機械	・コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m³以上のものに限る。) ・アスファルトプラント(混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。)	
7	木材加工機械	・ドラムバーカー ・チップパー(原動機の定格出力の合計が2.25 kW以上のものに限る。) ・碎木機 ・帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。) ・丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。) ・かな盤(原動機の定格出力の合計が2.25 kW以上のものに限る。)
8	抄紙機	
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	

表1 騒音規制法の特定施設

（２）規制基準

法第５条に規定されている「規制基準」とは、「特定工場等において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度」と定義されている。

国は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和４３年１１月２７日厚生省・建設省告示第１号）について表２に示す内容を告示しており、具体的な区域、時間の区分及び基準値は、都道府県知事（市の区域内の地域について

は、市長。）がこの表に示す基準の範囲内で定めることとなっている。これに従って都道府県において、区域に関しては都市計画法の各種の用途地域（例えば、第１種：低層住居専用地域、第２種：中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域、第３種：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、第４種：工業地域）が、時間の区分に関しては具体的な時間帯（例えば、朝：６時～８時、昼間：８時～１９時、夕：１９時～２３時、夜間：２３時～６時等）が設定されている。

区域の区分		規制基準		
		昼間	朝・夕	夜間
第１種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域	45～50 dB	40～45 dB	40～45 dB
第２種区域	住居の用に供されているため、静穏の保全を必要とする区域	50～60 dB	45～50 dB	40～50 dB
第３種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	60～65 dB	55～65 dB	50～55 dB
第４種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	65～70 dB	60～70 dB	55～65 dB

昼間：午前７時又は８時～午後６時、７時又は８時

朝：午前５時又は６時～午前７時又は８時

夕：午後６時、７時又は８時～午後９時、１０時又は１１時

夜間：午後９時、１０時又は１１時～午前５時又は６時

※ 第２、３、４種区域内の学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が5dB減じることができる。

表２ 特定工場等における規制基準

規制基準は、その定義から分かるように、直接的には「特定施設」にではなく「特定工場等」に課せられているものであり、また「敷地の境界線」において遵守されるべきものであるので、基準をクリアするための方策には数多くの選択肢があり得る。例えば、

- ・規模の小さな（発生する騒音が小さな）特定施設を導入する
- ・規模の大きな特定施設を設置する場合は敷地境界から遠い位置に設置する
- ・規模の大きな特定施設を設置した場合でも騒音の出にくいような稼働条件で稼働させる

・敷地内の建屋の壁を遮音機能の高いものにする

などがあり得る。一方、「特定工場等」単位で規制されていることから、工場騒音の規制は、施設単位ではなく、工場単位で行われるものである。そのため、特定施設以外の施設に係るものも含め、特定工場等から発生する全ての騒音が適用の対象となり、騒音の合算で規制基準を遵守する必要があるということになる。

(3) 規制基準を担保する仕組み**①特定施設の設置は事前の届出が必要**

指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、特定施設の種類ごとの数、騒音の防止の方法等を市町村長に届け出なければならないとされている（法第6条第1項）。

②届出がなされた内容は騒音防止の観点からチェックされ、場合によっては勧告が発せられる

市町村長は、届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる（法第9条）。

③操業開始後に特定工場等において発生する騒音が問題となった場合には改善勧告が発せられる可能性がある

市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告できるとされている（法第12条第1項）。

④改善勧告に従わない場合には、改善命令を受ける

市町村長は、上記②の勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、③の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、

②又は③の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる（同条第2項）。

(4) 測定・評価方法

特定工場等からの騒音が規制基準に適合しているかどうかを判定する測定においては、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用い、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いる。また、測定は、日本産業規格で定められた方法（JIS-Z8731）で行うとされている。

法に基づく規制基準に適合しているかどうかは、音の時間的变化に合わせて下記の4つのタイプによって判定する（この点は一般地域等に対する環境基準への適合状況の判定とは異なる。）。騒音の大きさは、具体的に次により決定するとされている。

- ・騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
- ・騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
- ・騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値
- ・騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値

なお、「90%レンジ」というのは、測定値の高い方の5%と低い方の5%を除いた中央の90%の測定値の幅、ということなので、「90%レンジの上端の数値」というのは、測定値の高い方の5%を除外したあとの最大値（第1回セミナーで紹介された「L5」）ということになる。

3 建設工事に対する規制

(1) 規制の対象・規制の仕組み

法により規制を受ける建設作業は「特定建設作業」と呼ばれ、「建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるもの」と定義され、騒音規制法施行令により表3に掲げる作業がリストアップされている。

特定建設作業も実施に当たって事前の届出が必要であり、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、その特定建設作業の開始の日の7日前までに特定建設作業の場所及び実施の期間、騒音の防止の方法等を市町村長に届け出なければならない（法第14条第1項）。ここでの「指定地域」とは、工場・事業場の場合のものと同じである。全国では年間8～9万件の建設工事について、この届出がなされている。

特定建設作業を開始した後に騒音が問題とな

った場合には改善勧告が発せられる可能性がある。市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に適合しないことにより周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができるとされている（法第15条第1項）。また、市町村長は、勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができるとされている（同条第2項）。

	作業
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

表3 騒音規制法施行令が掲げる特定建設作業

(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」として、国から表4に示す内容が告示されている。御覧いただければ分かるとおり、単に騒音の大きさについての基準が示されているだけではなく、作業時間帯、1日当たりの延べ作業時間、連続作業時間及び日曜・休日の作業の可否についての基準も示されている。

騒音の大きさの基準は特定建設作業の場所の敷地の境界線において適用されるものであり、また、連続作業時間の基準は同一場所における連続作業時間に対して適用されるものである。

この告示に基づき、多くの都道府県知事・市長により、都市計画法に基づく用途地域のほとんどが第1号区域として指定され、第2号区域として

は工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域が指定されている。

この基準に関しては、災害その他非常事態の発生により当該建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合等、一部について適用を除外している。詳細については「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）を参照いただきたい。

(3) 測定・評価方法

特定建設作業に伴って発生する騒音が規制基準に適合しているかどうかを判定する測定及び評価の方法は、特定工場等の場合において示した測定・評価方法と同様である。

区域	区域の区分	騒音の大きさ	作業時間帯	1日当たり作業時間	作業時間 (注1)	作業日
第1号	指定地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が指定した区域（注2）	敷地境界において85dBを超えないこと	午後7時～午前7時に行われないこと	10時間以内	連続6日以内	日曜日、その他の休日でないこと
第2号	指定地域のうち第1号区域以外の区域		午後10時～午前6時に行われないこと	14時間以内		

- (注1) 同一場所における連続作業時間。
- (注2) ・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - ・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - ・学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内
- (注3) 災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合等、一部適用除外あり。

表4 騒音規制法に基づく特定建設作業に対する規制基準についての国の告示

4 自動車騒音に係る要請限度

自動車騒音に関しては、法の制定当初は規制の対象とされていなかったが、昭和46年(1971年)に、自動車単体が発生する騒音の大きさについての「許容限度」と、道路施設への規制として「要請限度」が定められた。前者は、個々の自動車が一定の条件で走行する場合に発生する騒音に対する規制であり、自動車メーカーに遵守が求められるものなので本セミナーでは紹介は省略し、後者の「要請の限度」について解説する。

市町村長は、指定地域について、騒音の大きさの測定を行った場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする（法第17条第1項）。

この環境省令（騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月2日総理府令第15号））で定める限度及び同省令に基づき都道府県知事等が当てはめた地域は、表5のとおりである。

この表で示されている地域の区分等は、第2回セミナーで紹介した「一般地域及び道路に面する地域に対する環境基準」の地域の区分等と非常に類似しており、騒音レベルの数値が異なっているだけとの印象を受けるが、環境基準はその数値基準を超えている状態が直ちに行政措置に結びつくものではないのに対し、本要請限度は、環境省令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、市町村長が法に基づく要請をすることになるという点で性格が異なっている。

道路交通法の規定による措置とは、信号機又は道路標識等の改定による交通整理、歩行者や車両の通行の禁止、最高速度の制限等である。

また、表5の定めにかかわらず、学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線交通を担う道路の区間の全部又は一部に面する区域に係る限度は、都道府県知事（市の区域内の区域に係る限度については、市長。）及び都道府県公安委員会が協議して定める自動車騒音の大きさとしてとすることができる（上記環境省令第4条）。

区域の区分	都道府県知事等による 当てはめ地域*	車線	要請限度	
			昼間 (6AM ～10PM)	夜間 (10PM ～6AM)
a区域(専ら住居の用に供される区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域)	第1種、第2種低層住居 専用地域	1車線を有する道路に 面する区域	65dB	55dB
	第1種、第2種中高層 住居専用地域 田園住居地域	2車線以上の車線を有 する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域（主として住居の用に供される区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域）	第1種、第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない 地域	1車線を有する道路に 面する区域	65dB	55dB
		2車線以上の車線を有 する道路に面する区域	75dB	70dB
c区域（相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域）	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面 する地域	75dB	70dB
幹線交通を担う道路に近 接する区域			75dB	70dB

* 全ての地方公共団体についてではないが、多くの地方公共団体で採用されている当てはめ。

表5 自動車騒音に係る環境省令で定める要請限度及び都道府県知事等による地域の当てはめ

5 騒音規制法と地方公共団体の条例との関係

騒音に関する苦情相談等の案件では、法に基づく規制以外に条例に基づく規制も関係してくる場合があります、法と条例の関係について疑問を持たれることもあると思う。法は第27条第2項において「この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であって特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行われる作業であって特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する騒音又はその作業に伴って発生する騒音に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。」旨を定めており、いわゆる「横出し規制」が明示的に認められている。騒音規制は歴史的に、いくつかの都道府県等において条例による規制が法規制に先行して導入されてきた

という経緯があり、この規定は、法制定時に既存の条例規制に配慮するという意味合いも込めて置かれているものである。

この規定に対応して都道府県を中心に横出し規制などの条例が制定されており、法で規制されていない種類の施設、工場・事業場や建設作業に対して、届出を課す、騒音の大きさに係る規制基準を設ける等の必要な規制が導入されている。

また、地方公共団体の中には、騒音規制法で規制されていない種類の行為や事業形態、例えばカラオケ、拡声器の使用、大型小売店の夜間営業等について騒音発生防止の観点から独自の規制条例を定めているところもある。さらに、条例以外の要綱等を制定して事業者指導等の根拠としている地方公共団体もあり、地域ごとの実情に応じた様々な騒音問題対応の手段が用意されている。

■次回予定

次回の誌上セミナー「騒音・低周波音について」（第4回）では、低周波音苦情への対応のための参照値、判例における受忍限度等の紹介を予定しています。引き続き御活用ください。